

<報道発表資料>

E-mail: a3560-03@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:募集

令和6年6月27日

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例 (素案) に対する県民コメント (意見募集) を実施します

埼玉県では、「将来医師として埼玉県の地域医療に貢献したい」と考えている「埼玉県出身の医学生」や「県が指定する大学の医学生」に奨学金を貸与しています。この奨学金は、卒業後に貸与期間の1.5倍の期間(6年間×1.5=9年間)、県が指定する地域の公的医療機関又は同じく指定する診療科等に医師として勤務(義務従事)すれば、奨学金の返還が免除される制度です。

今回、条例を一部改正し、義務従事を終えることなく奨学金を返還する場合の金利を設定することで、より安定的な制度運営と離脱防止を図ることにしました。

そこで、改正案について「埼玉県県民コメント制度」により県民の皆様の御意見を募集します。

1 募集期間

令和6年7月1日(月曜日)～令和6年7月31日(水曜日) (当日消印有効)

2 資料の入手方法

(1) 埼玉県のホームページから入手できます

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/ishiikusei-shougakukin/documents/joreikaisei.html>

(2) 次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県保健医療部医療人材課

(さいたま市中央区新都心1-2 県立小児医療センター南玄関8階・地域医療教育センター)

Tel 048-601-4600 (平日 8時30分～17時15分)

- ・埼玉県保健医療部医療人材課 (県庁本庁舎4階)

Tel 048-830-3546 (平日 8時30分～17時15分)

- ・埼玉県県政情報センター (衛生会館1階)

Tel 048-830-2543 (平日 9時00分～17時00分)

・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川越比企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110	(平日 8時30分～17時15分)	

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※2（1）に示す埼玉県のホームページに掲載の様式を御利用いただくか、任意の書面に上記事項を記載し御提出ください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭で御意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-8777 さいたま市中央区新都心1-2 県立小児医療センター南玄関8階
埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当 宛て

イ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 048-601-4604

ウ 電子メールの場合

電子メール a3560-03@pref.saitama.lg.jp

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部改正への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

4 意見の取扱い

- (1) 頂いた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します（プライバシーに関する内容を除きます。）。
- (2) 個々の御意見に対する個別回答や提出いただいた書類等は返却いたしませんので、御了承ください。

5 問い合わせ先

〒330-8777 さいたま市中央区新都心1-2 県立小児医療センター南玄関8階
埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当

電 話 048-601-4600

ファクシミリ 048-601-4604

電子メール a3560-03@pref.saitama.lg.jp